

## 地域産業活性化対策特別委員会会議録

1. 日 時 平成25年8月8日(木曜日)  
午前10時00分～午前10時56分
2. 場 所 委 員 会 室
3. 出席委員 西 岡 晃 委 員 長 坪 井 康 男 副 委 員 長  
河 本 芳 久 委 員 山 中 佳 子 委 員  
三 好 睦 子 委 員 高 木 法 生 委 員  
秋 枝 秀 稔 委 員 猶 野 智 和 委 員  
秋 山 哲 朗 議 長 村 上 健 二 副 議 長
4. 欠席委員 馬屋原 眞 一 委 員
5. 出席した事務局職員  
石 田 淳 司 議 会 事 務 局 長 岡 崎 基 代 議 会 事 務 局 補 佐  
大 塚 享 議 会 事 務 局 係 長
6. 説明のため出席した者の職氏名  
林 繁 美 副 市 長 伊 藤 康 文 建 設 経 済 部 長  
西 田 良 平 六 次 産 業 振 興 推 進 室 長 河 村 充 展 六 次 産 業 振 興 推 進 室 次 長  
志 賀 雅 彦 六 次 産 業 振 興 推 進 室 主 幹

午前10時00分開会

委員長（西岡 晃君） おはようございます。只今より、地域産業活性化対策特別委員会を始めます。御案内しておりましたとおり、前回、美祢市六次産業化基本計画という計画書を皆さんお手元のほうにお配りしておると思いますが、その中で美祢ブランド、仮称ですが、をつくるということでございます。それについての流れが執行部のほうで固まってきたということですので、少し説明をいただいて、前もって御案内してる事項について御意見をいただければというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは美祢ブランドの流れについて、執行部のほうからちょっと説明をしていただきたいと思います。はい、西田六次産業振興推進室長。

六次産業振興推進室長（西田良平君） それでは美祢ブランド、まだ仮称ではございますが、認定の流れについて、推進室のほうの案ということにまだなっておりますが、御説明のほうさせていただきます。

お手元に事前に資料お配りしてると思っていますので、そちらをご覧ください。

基本計画の中にございます美祢市六次産業化振興推進協議会、こちらのほうを立ち上げまして、こちらにつきましては、この8月12日第一回目の会議を開催する予定となっております。

この協議会におきまして、設置要綱が定められております。それがこの枠の中に書いてあるわけですが、大きく丸が三つございます。市長のほうで意見を広く求めるために本協議会のほうを設置するという目的のもと、丸の二番目ですが、この協議会における協議事項につきましては、市長のほうに報告するということになっております。そして、丸の三つ目になるわけですが、協議会は以下について協議するというので、四つほどあげております。

市内産業の育成発展、それから各種連携ネットワークの構築・マッチングの推進、そして地域ブランドの推進、事前審査、そして最後はその他の必要事項ということになっておりますが、この中の赤い字でお示ししております地域ブランドの推進、事前審査ということにつきまして、矢印で進んでいただきまして次の段になります。

この地域ブランドの推進につきましては、協議会といたしまして、美祢ブランドの認定要領を策定するというふうに考えております。この認定要領につきましては、認定基準、ここには明記しておりませんが、認定基準も併せて策定をするということになります。認定要領の中には赤い矢印で引っ張っておりますが、このブラ

ンド認定については、最終的には市長が決定権者であるということを示すように考えております。

それからこの美祢ブランドの認定について、今年度こういったようなスケジュール、あるいは来年度に向けて、どういうスケジュールでこれを展開していくかということ協議いたします。

それから、もう一つ大きなものとしては、協議会の下部組織となると思いますが、審査会を設置するというようにしております。この審査会につきましては、併せて審査員を指名することと考えております。その審査員によるブランド認定審査というふうに考えております。

その次にいきますが、その下になります審査会ということはどういったことをするのかということで、現物と書いております。その申請物、時期によっては写真等になる可能性もございますが、それを用いまして要領、あるいは基準に基づいて事前審査を行い、審査会の中での認定案をまとめていただきます。それを報告書という形でまとめました後一番下になりますが、市長に対しまして審査会としてのブランドの候補を説明をいたします。その際には、同じく現物等も併せてその場に置くように考えております。それを受けまして、市長がその意見を聞きまして最終的に、右になります市長が認定をするというような運び、この流れによりまして、美祢ブランドの認定物が決定をするというふうな流れを今のところ考えております。以上でございます。

委員長（西岡 晃君） ありがとうございます。今の美祢ブランドの認定への流れを説明頂きましたが、実は議会での意見集約をして、どこで反映させるんだと言うところがないので、この特別委員会で意見集約をさせていただいて、この協議会のほうに提出させていただきたいというふうに思います。

それで先日前もってお願いをしておりました六次産業のブランド化についてのごとで、美祢ブランドの認定基準について、また2番目として美祢ブランドの認定を受けた場合の特典について、3番目として美祢ブランド認定審査員の人選について、御意見がございましたらお願いしたいと思います。はい、坪井副委員長。

副委員長（坪井康男君） 今執行部のほうからの御説明いただきましたけれども、このことについてはなんの異論もありません。このとおりなんですけど、もう一つですね、この六次産業化の問題についてのPR活動、普及活動というのがどういうふうになされるのかなと、これはもう既にそういうものが前提になってですね、広く意見を聞くという協議会になってますよね。意見を聞くということは、六次産業化

のPRも当然含んではおると思いますが、もう一つ積極的に何かPR普及活動するというそれが予定されてるかということを確認なんです。

今朝たまたまインターネットで六次産業化の推進についていろいろ資料を取りましたら、やっぱり大事なことは、まずこういう問題について、市民全体に、あるいは特に農業従事体といいですか、関係者に知っていただくと、これがものすごく大きいんだということがいずれのあれにも書いてありましたので、そういうこれには普及活動のコミットメントの必要性なんて難しいこと書いてありますけれども、それから、そのあと提案型活動における六次産業化へのコミットメント、いろいろ順番が書いてあるんですけども、そこら辺がどういうふうにお考えかお聞きしたいんですが。

委員長（西岡 晃君） はい、西田六次産業振興推進室長。

六次産業振興推進室長（西田良平君） 只今の御質問ですが、市のほうで六次産業化を推進してる。あるいは今後ブランド化ということを推進して行くということについて、市民の皆さんへのPRというのが絶対必要だというふうには思っております。そこで今推進室として考えておりますのは、セミナー関係、こういったようなことを何回か行って参りたいというふうには思っております。これにつきましては当然農業者の皆さんもそうですけども、商工関係の方、こういったような方に対してもセミナーという形でのPR、そこでは今考えておりますのが、各地でこういう六次産業を推進したりとか、あるいはブランド化に成功された事例であったり、そういうことをやられるコンサルティングされてる方もいらっしゃるしまして、こういう方を講師に迎えて、セミナーを行うということが、まず一つあります。

それからブランド化等につきましては、当然申請を受けてのものになります。六次産業もそうなんですけども、六次産業につきましては、六月の広報の中でお知らせという形では一応上げてはいたんですけど、掲載面積としては非常に小さいものでございました。ですから、ホームページを使ったりとかということも考えております。それから、このブランド化の申請等につきましては、基準等が固まりましたら広報の、推進室のあくまで希望なんですけども、広報の中で大々的にそれを半ページなり一ページなりさいていただいて、そういうものの募集を募ろうというふうには考えております。以上でございます。

委員長（西岡 晃君） はい、坪井副委員長。

副委員長（坪井康男君） そういうことで大変結構だと思います。やっぱり、このまずね知っていただいて、専門家の方に全国こういう事例があるんですよというこ

とを皆さんにお知らせして、それなら私たちだってなんかあるよという芽をどんどん出していただくこれが大事だろうと思います。

今提案ありましたように、認定基準等々あんまり細かくややこしくしたら、そんなややこしいことやったらせんよということにならせんかと私は思いますので、もう難しい認定基準とか言わずに、何か特徴のある、あれが出来るという程度でいいのではないかというのが私の意見です。

それから、あと特典については、これは何かご褒美は本当ならばそれによって、事業展開によって所得が増えるということがご褒美のはずなんで、そのほか何か別のご褒美をね、あげたらどうかという意味だろうと思いますが、これも考えようによっては、あんまり意味があるのかなというような気もいたします。のっけから水かけるような議論で申し訳ないですが、私の意見はそういうことで申し訳ないです。

委員長（西岡 晃君） そのほか。はい、山中委員。

委員（山中佳子君） まず美祢ブランドの認定基準についてですが、果物・野菜の加工品については美祢市内の農園で生産された物であるということ、それから果物類、例えば梨、ブドウ、栗などについては高い糖度のものを、ある程度の糖度のある物に限定するという、それから野菜類については、生産方法、品質において同種の物と比較して明確な違いがあるもの、サラダほうれん草とかですね、それからレストランなどで出されるメニューについては、美祢市内で栽培、生産された農畜産物を50%以上使用しているということを入れたらどうかと思います。

それから、そのメニューの中でも、美祢市内の特産品を使ってつくられたものには、美祢ブランドとしての認定を与えてもいいのではないかと思います。製品化されたものは生産、加工販売の一連のルートが美祢市内で行われることが、私は一番大事なんではないかと思います。

それから、認定の特典ですが、今言われましたように、広報なんかにも載せていきたいと言われましたが、ガイドブックとか、観光マップ、そのようなものに掲載するとともに、ホームページにおいても紹介していただくということ、それから認定された美祢ブランド商品を優先的に台湾などに輸出の特典を与えていただくと、それから認定審査員の選定までいいですかね。（発言する者あり）これは執行部からも必ず入っていただかないといけないとは思いますが、これは2名程度でしがらみのない外部の人間、例えばマスコミ関係とか、料理人、料理評論家、また公募による募集もしていただいて、2名程度ぐらいその方々も入っていただい

て、この公募は県の内外、市外問わずに呼びかけていただきたいなと思っております。以上です。

委員長（西岡 晃君） そのほか。三好委員、前回の会議の時にこれを先取って言われてましたけど、何かありますか。

委員（三好睦子君） これで認定されてですね、やはり持続性があるものでないといけないと思います。そのためには私のこだわりなんですけど、やはり消費者の方は健康ということが一番重きを置いておられますので、そういった面がないと持続性がないと思います。

それで美祢ブランドにされた場合、その方だけではなくて美祢市内誰もそれに関わることが出来るということも大事だと思います。例えばですね、認定したそのだけが生産、加工するのではなくて、加工所は美祢のJAの来福台にあります美祢農業加工所、農産加工所とか、美東にもありますよね、そういったところでも、どこでも生産、加工ができるということも大事ではないかと思います。（発言する者あり）私の案はですね、柿がたくさんあるじゃないですか、美祢市内に。西条柿を干し柿にして中に梨のジャムでもいいし、厚保栗のあんこでもいいけどそういったあんを包んで、以前は美東が干し柿を紫蘇で巻いて加工しておられたのがありましたけど、あれにヒントを得たんですけど、そういったふうにしたものをこれに審査を出してもいいなと思うんですけど、そして、それが例えば私がそれを出したとしますよね、そしたら私しかつくれないというのではなくて、誰もがそれを共有できて、同時に出せるというような方法がいいなと思ったのですが。

委員長（西岡 晃君） ちょっとお聞きしますけど、そういうアイデアを募集するという項目も入ってるんですかね。アイデアでこれを推進しますよというような意味ですよね。（発言する者あり）今考えておられるのは、商品として出来たものをこれをどうですかというふうな形だと思うんですけど、そうじゃなくてアイデアとかレシピだとか、そういうのを募集するというお考えもあるということですか。はい、西田六次産業振興推進室長。

六次産業振興推進室長（西田良平君） 今推進室のほうで考えているのは、今委員さんが言われたのは、そういうふうなレシピとかなんかアイデアを、それに対して審査をし、認定をするということでしょうか。もしそうであれば、私どもとしてはあくまで製品とか、そういったようなものに対しての認定を考えております。例えば権利とかそういうのも発生するかも知れませんが、あくまでうちは製品、その方がこういうふうにかえられた製品に対して申請が出れば、その基準に照らし合わ

せて、OKであれば認定するという形を考えております。

委員長（西岡 晃君） はい、三好委員。

委員（三好睦子君） 話が飛びすぎたようですが、そうして出来たときに、一つの美祢ブランドとして製品が出来あがったと。そういったときに、その方だけ著作権とか、その方だけではなくて、美祢では誰もが取り組まないと広がらないという意味で、だからつくる場合は美祢の加工所とか、美東の加工所とか、今まで市の施設がありますよね、そういった面を利用しないといけないのではないかと言ったのですが。

委員長（西岡 晃君） はい、西田六次産業振興推進室長。

六次産業振興推進室長（西田良平君） 今のはあるアイデアに基づいて商品が出来ました。そして、その商品を広く誰でもそれをつくってもいいですよという展開に持っていけばどうかということではなかろうかと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。（発言する者あり）協議会であったり、審査会がそれをいいですとか、悪いですとか、例えば逆にその審査基準の中に認定したものについては、誰もがそれをつくってもいいものであるというような審査基準というのは、なかなか設けにくいのではなかろうかなというふうには思っております。

委員長（西岡 晃君） はい、林副市長。

副市長（林 繁美君） 今の話ですけど、皆さんがつくられる市民がですね、一堂に会してつくられるものと、いわゆる企業がそういったものをつくった場合、次に商標登録とかをもしするようなものをつくられた場合ですね、それはちょっと皆さんにということには出来ないと思うんです。

だからその品物、ものによって違うと思うんですね。今山口県は全国でも珍しいはなっこりーですか、テレビのCM等も流しておりますけれども、それは非常に全国的にも珍しいということも聞いております。だからそのような農産物であれば、どういった作り方をするというのを広めて、市民全体の方がつくられるということになるでしょうけど、二次加工、三次加工した品物ができれば、それは事業者がもしつくれば先ほど言ったように、皆さんにというわけにはいかないところもあるんじゃないかと思えますけど。

委員長（西岡 晃君） はい、三好委員。

委員（三好睦子君） そういったときに、今ある市の施設を活用できないかということ。極端な話ですが、美東の農産加工所がもうちょっと活発になってもいいのではないかと思うんです。そういった面に使われたいかと思うんです。

委員長（西岡 晃君） 三好委員、言ってる意味はグループをつくられた、個人でもいいんですけど、その人達が六次産業を取り組むため、何かつくるために、そういった市の施設を活用できないかという意味ですか。（発言する者あり）はい、三好委員。

委員（三好睦子君） 市の施設を今あるのを活用して出来ないかということです。農協の農産加工所もありますよね、美東も同じタイプなんですけど、そういったところもちょっと六次産業に使えるような方法で考えていけないかということで。そういった場合、ここで出た、美祢のブランドとして出た分を、それでやるようにしたらどうかということです。（発言する者あり）

委員長（西岡 晃君） よろしいですか。今、認定の基準ですよ。今山中委員が言われたように、例えば梨だったら糖度がなんぼ以上のものやったら美祢ブランドとしての認定をして、それを出荷する。その特典としては美祢ブランドという名称をつけて、なんかいろんな名称をつけたりして出荷したらしいんじゃないかと。今、秋芳梨というブランドがありますよね、あれは秋芳でつくったものは全部秋芳梨じゃないですか。だけど、秋芳梨の中でも糖度の高い梨は、秋芳梨の中でも美祢ブランドとして出荷できますよとか、そういったことじゃないかなと思うんですけど。（発言する者あり）はい、西田六次産業振興推進室長。

六次産業振興推進室長（西田良平君） そのこのところは説明させていただきます。頭で六次産業という言葉の協議会というところから話が始まっております。ブランド化ということをして六次産業の推進協議会の中で、いろいろ議論とかして頂くわけですけども、六次産業というものは、あくまで前回は御説明いたしましたように、基本的には一次産業者が加工して販売するという形が六次産業ということになります。その中でも、ブランド商品となり得るものが出て来ると思います。

一方で、いわゆる生鮮食品とか、野菜類、果樹類、こういったようなものも、これは素材そのものでございます、加工等いたしません。しかしながら、ブランド品という美祢市が作ったブランド品ということには認定は出来ますので、ブランドの中に例えば加工したのもブランド商品になり得るものもあれば、なり得ないものもあると思います。

だからブランドということと六次産業というのは、言ってみればブランドの中に、加工品が良いものであればブランド商品として認められるけども、そうでないものは申し訳ないという形になるかも知れませんが。（発言する者あり）

委員長（西岡 晃君） 整理するとブランドの中に加工品もあったり、生鮮の果樹

や野菜もあって、ちょっと飛躍するかもわかりませんが、工業製品もブランドとして含まれるよという一連の枠でいいんですよね。はい、西田六次産業振興推進室長。

六次産業振興推進室長（西田良平君） 室のほうで考えているのが、大きく分ければ食品関係というのがあると思います。それから工芸品関係というのもあると思います。食品関係の中には御菓子があつたり、飲料関係があつたり、加工品があつたり、生鮮食品、野菜等があると思います。工芸品等につきましては、貴金属類の加工したものもあれば、いわゆる鉱物、山の鉱物ですね、こういったようなもので加工したものもあろうかと思ひます。その他もっと枠を広げて考えるならば、その他のものとしては、例えば生活に密着した商品があるとか、そういうところもあると思ひます。

ただ一番最後に申し上げましたのは、そこまでを美祿のブランド品として入れるのかどうなのかというのは、また協議会のほうでも議論して頂こうというふうに考えております。

委員長（西岡 晃君） そういう意味を踏まえて、認定基準もやっぱり意見として、議会としての意見を協議会のほうに出したいなというふうに。はい、坪井副委員長。

副委員長（坪井康男君） 冒頭にも申し上げましたように、要するにあんまり全国に例がないねって、珍しいねって、私それだけでいいと思ひますよ。ややこしいんじゃないかんじゃ言うとかえってね、該当するもん出にくいんですよ。

私の手元にもものすごく沢山の例がありますけども一つだけ言ひますよ。これは千葉県の船橋市の小松菜ブランド化プロジェクト、これは有名な例らしいんです。これは写真もありますけど、格別の小松菜じゃないんですよ。普通の小松菜なんですよ。これを使ってパン、和菓子をつくったという例なんですよ。これは確か小松菜でパンを作つたり、菓子つくつたりなんて珍しいねとこういう話だろうと思ひますよ。

あんまり難しいこと言うとな、そりゃあ形の上でいろいろ書いてあつてもいいですけども、要するに珍しいねって、なんとか組織的につくり、組織的に流通させ、販売すれば、売れて農家の所得向上になりそうだねって、その程度でいいんじゃないでしょうか。なんか難しいことがいるんですか。という素朴な提案です。

委員長（西岡 晃君） それも一つの意見だと思ひます。はい、西田六次産業振興推進室長。

六次産業振興推進室長（西田良平君） 私どものほうもいろいろ各地、全国の十数カ所をどんな基準で、こういうブランドということやってるかということもちょっといろいろ調べて見ました。

その中でまずどこにでもあるものが、どこそこらしさというものがあるもの、その魅力が十分に発信できるものというような、まず大前提の位置図けというものがございました。そのほかにつきましては、例えば、そこに独自性がどのようなものがあるのかとか、信頼性、安全性とか、そういったようなものがいろいろ付け足されたきてるといようなところがございます、先ほど山中委員さん言われたような、例えば糖度が何%以上、その商品を構成するいわゆる物質と言いますか、それが100%そのものであるとか、そういったような基準もありました。

実は一番近いところで言いますと、今年出来ました山口県の山口ブランドです。山口ブランドにつきましては、糖度が何%以上であるとか、大きさがいくつ以上であるとか、そういったような細かな基準は山口ブランドさんは設けていらっしゃる。それ以外の所の市になるわけですけどいろいろ調べますと、今言ったような何とからしさとか、ここで言えば美祢らしさであるとか、いようなこととか、そういったような形であるということが一点。

それから、しかしながら認定をする、ある意味行政として認定をするということでございますので、最低限の法律、例えば食品衛生法であったり、安全基準法であったりとか、そういったようなところがクリアされてる製品とかであること、いようなことが前提としての基準としてはあると思います。

いことで、あくまでも室の案ではありますが、いわゆる基準のハードルと申しますか、それは余り極端に高くしすぎないように、基準を設けていったほうがよろしいのではないかというふうには考えておりますが、これは当然、副市長、市長とも協議しながら、その辺の所も考えていきたいとは思っております。以上です。

委員長（西岡 晃君） はい、河本委員。

委員（河本芳久君） 今の行政のブランド認定の取り組み、大変いいことですし、地域活性化産業の振興に役立てると思うけれども、今、美祢の一市二町、それぞれの地域の伝統なり歴史があるんです。その既存のやはり特産品ブランドこういったものについて、やはりもう一遍育てていく支援とか、またはそういう商品の価値をもっと高めていく、磨いていく、いような面での取り組みが今、市としてどう考えておられるか。

いのが、事例をあげますと、秋芳梨が100年間の中で鳥取とだいたい同じ

ように取り組みをして、当時の100年経った梨を長寿なしと言って、今本来は60年から70年したら梨の寿命で、もう生産樹としてはなかなか管理が難しい。しかし、秋芳梨の場合には100年経っても、それをブランド品として高野に出店することによって、秋芳梨のイメージを高めていった過去の20年前からのそれが、今100年経った長寿梨がかなり生産者に負担になって来たり、そして、やはりそれを維持管理するのが難しくなっている現状を報告受けているわけです。

今年がちょうど20周年で、何らかの行事をやりたいという生産者団体の取り組みがあるんです。そういった中で農園はかなり少なくなっている。3分の1ももう梨を止められた方も、後継者も、そういった梨一つとっても、かつてのブランド、しかもそれだけ努力された成果がやはり持続していく、更に発展するという、こういう手だても逆に言ったら新しいものつくるのより、そういうものも支援する方法も一つ含めるべきじゃなかろうかという、こういう。

それからもう一つは伝統工芸品として、大理石加工がかなりのブームをよんで、いろいろの創意工夫された大理石商品、特産品が出ておったが、もうほとんどそういった業者がなくなってしまっている。そういう実態を見ながら、やはり育てていくべきもの、もっと支援をしていかにゃあいけないと。そういう実体をどういうふうに、掴んでおられるだろうか。

秋芳の場合だったら八代の栢木のわさび、これはもう種を採って、苗を育てて、加工所までつくっておるが、中々その更なる発展っていうのができにくいような状況。そういう特産品の既存のものをどういうふうに今掴んでおられるか、どういうふうに育てていこうとされているか、その辺をちょっと伺いたいと思います。

委員長（西岡 晃君） はい、西田六次産業振興推進室長。

六次産業振興推進室長（西田良平君） 只今の御質問ですが、例えば梨で言いますと、100年と。新宿高野さんのほうでも私が25周年というふうに聞いておりました、これだけ長い取り引きはほかの果物にはないというふうには聞いております。これだけ、非常に信頼性もあったりとか美味しさがあったりするもんだというふうに思っております。一方で現地を見た時には、生産者のほうが非常に少なくなってくるというのも実態としてあると思います。

この辺につきましては、農政の分野に入っていくと思いますけども、新規就農者の促進をしたりとかですね、技術支援をしたりとか、そういう形でのバックアップっていうことになろうかと思いますが、このブランド化というところでの一つの支援として、今まではいわゆる秋芳梨は美祢の特産品です。言い方によってはブラン

ド品ですという言い方もしておりましたが、正式に美祢市そのものが、市長がブランド認定を致しましたってということはないわけで、それを今から事業としてやろうとしております。

こういったようなことをやることによって、冒頭の坪井委員の御質問の付け加えになるかもしれませんが、まずこういうことに対して、皆さんに応募して頂きたいためのPRとかっていうことは御説明致しましたが、やはり認定をした特典は何なんだっていうところにもやっぱりなるかと思えます。そういったような特典としては、やはり美祢市が推奨するものですよっていうことであったりとか、それを何らかの形、例えばロゴマークでそれを表示するとか、そういう方法で行政としても安心・安全、非常に甘いもんであるとか、そういったような形で、行政としての信頼感を持った商品ですよという形に位置づけるってというのは、販売促進の分野においても、多少なりとも御支援の部分になるのではなかろうかというふうにも思っております。

それから、ブランド化するっていうことは、いわゆるちょっとストレートな表現で言いますと、差別化ってというような部分にも若干入ってくるのかもしれませんが。そういったようなことと言えば、ブランド認定というものを市としてした商品、製品等に対しては、積極的なPRであったりとか、その認定したものだけに対して、こういうふうなロゴマークをつけていいですよとかですね。そういったようなことを行政のできる範囲でのバックアップすることによって、例えば観光パンフの中にも認定商品というページを割いて頂くとか、そういったようなことをすることによって、生産者のほうの負担の軽減になったりとか、私どもでPRできる範囲内で、ある意味営業マンとなって営業もすることができるっていう、そういうふうな支援って言いますか、そういうふうな体制になろうかというふうには思っております。ちょっとお答えになったかどうか分かりませんが。

委員長（西岡 晃君） そういう意味で、皆さんからこういった特典をつけたらいいんじゃないかとか。例えば今言われる以外にですね、こういうものをやったほうが販売促進に繋がるんじゃないかという意見を頂きたいと。はい、河本委員。

委員（河本芳久君） 私の言わんとするところは、やはり新たな特産品っていうか、ブランドをつくり出すことも大切じゃないかなと。既存のものについて、それだけの商品として知れ渡り、しかも取り組んでおる方々もかなりおられる。そういったことのやはり認定をすることによって、さらに白熱化していくというそういうものもしっかりやっていかんと、新たにつくる中々難しい面もある。新たなのも必

要だけど、そういった分野の中で既存のごぼうならごぼうでも、西条柿の柿があります。先ほど言ったわさびの件もたくさんいろいろあると思います。そういったものの掘り起こしと同時に、そういった生産者に対する団体もありましょうし、企業もありましょうが、そういった方々のやはり協力というか、連携というのをやはりしていく必要があるのではないだろうか、こういう思いを持っています。

委員長（西岡 晃君） その他、何かございますか。はい、秋枝委員。

委員（秋枝秀稔君） 美祢ブランドというのは大変いい思い、アイデアだと思います。おそらくブランド認定したら、いろんな商品のラベルとか何とか張るといふ言われましたけど、おそらく消費者も美祢ブランドということで、手に取ると思ふんですよね。そういう場合消費者がですね、この美祢ブランドとはこんなものかということがないように、これはいよいよの基本じゃろうと思っております。そのためにはやっぱり美祢市としての特徴のあるものとか、他産地や商品との差別化がしっかりできるものと思います。

基本的には民間活力がきちっと出るような、そういう認定基準ですね。そういう形であんまり小さくくるとですね、動きがとれんようになるしですね、やはり大きく民間活力、今から走りながら考えるような、そういう形をつくっていったほうがいいと私は思っております。

特典ということでありました。やはり行政からのてこ入れということが、やはりこれは基本でしょうからですね、広告宣伝とか、先ほど言われましたように観光パンフレットに入れるとか、そういう形ですね、飛躍への手伝いとこういうことですかね。その辺でしっかり取り組んでいただきたいがというふうに思います。（発言するものあり）

委員長（西岡 晃君） ほかにございませんか。はい、河本委員。

委員（河本芳久君） 認定基準というのはまだきちっとできてるわけではない。今から検討するわけですね。例えば今の焼酎じゃないが、美祢の特産品というか、美祢で生産しとか、また美祢で加工するとか、そういう一つの条件は必要でしょうね。そういう一つのクリアしたものに、この認定すれば先ほど言ったどういう恩典があるか、そういったものをある程度市民にPRしていかにやいけんことと。

もう一つはやはり既存のやはり特産品を育てるという面から、実態としてどういう状況にあるか、このあたりもしっかりもういっぺん把握し直す必要があるのじゃないだろうか。というのが特産って言ってもくるくる変わってくる。例えば農協の場合はサラダほうれん草がばあーとやってたが、だんだん下ってきた。それから、

はなっこりーをやりなさいと言ったらはなっこりーを特産品にしようと。今アスパラといってアスパラをずっと。しかし、これが固定化してきちっと特産品になるまでには、かなりの努力もいるし、年月もいると思うんです。そういう面での基礎的なデータというか、そして新たなものの追加していくという、そういったものもこの協議会で調査研究もしておく必要があるんじゃないかならうかと、そういう思いを持っています。

委員長（西岡 晃君） その他。はい、坪井副委員長。

副委員長（坪井康男君） お話聞いてって大変素朴なところの疑問なんですけども、この特産品になりうる最低要件というのは、素材が美祢市産というふうに理解すればいいんでしょうか。加工はいろんなところでしますよね。（発言する者あり）委託にも出したりしますよね。あと素材が美祢市産で、流通販売も美祢市の何らかの組織でやるものというふうに、最低限の条件ですよ。そう理解していいんですかね。

そうしないと、なんとなしにブランド化といったらイメージはわかるんですよ、これは美祢市しかないもんだというのはわかるんだけど、こういうふうに組織的に行政も関わってですね、大々的にやろうとしてるものですから、そのところはちょっとはっきりしておく必要があるかなと思います。

先ほどから河本委員さん盛んにおっしゃってます、過去もねいろんなアイデアで思いつきで、いろんなことやってるんですよ。それと今回なにが違うのというところもう少しははっきりさせないと、あえて国をあげて六次産業化と言ってる意味合い、異議にきちっと合致してるものであるべしと私は思うんで、そのところはきちんとした定義というたらまた堅苦しくなりますけども、考え方をきちんとすべきだと思いますよ。

そうしないと今のように厚保栗焼酎はいいねとある人は言うかもしれんけど、一方ではおいしくないと言っておられる。これはやっぱりきちんとした組織的な審査をクリアしてないからそうなるんであってね、そんなものは基本的なあれさえがちょっと決めてあれば、細かいことはいいですよ、行政が決めてもらえれば。そういう一番基本になるところの、もっと皆さんコンセンサスと言いますか、共通理解を得る必要があるんじゃないでしょうかね。その点もういっぺん意見として言っておきます。

委員長（西岡 晃君） 今行政で、最低限ここまではというのが、今わかれば。はい、西田六次産業振興推進室長。

六次産業振興推進室長（西田良平君） 最低限という話ですけども、推進室のほうで考えているものとしての最低限は、やはり美祢市産のものであるということが大原則にはあろうかと思えます。ただ加工とかということになると、加工業者さんの数とかも限られまして、いったんは外に出すケースは多いかと思えますので、その加工までというところ、あるいは販売というところは非常に微妙なところではあるんですけども、できるならば販売というところが市内からの販売、発信というか、そういうところの位置づけになればよろしいかと思えますが、一応私どものほうも、これから素案的なものも考えて協議会のほうにも図っていきたいと思えますので、当然そういうところも最終的には決定するというふうに思いますが、最低限やはり素材というものは美祢のものということはあるかと思えます。

委員長（西岡 晃君） はい、高木委員。

委員（高木法生君） 私は認定基準についてのみちょっと私の意見ですけども、私は安全・安心な市内産の農産物であれば条件としていきたいと思えますし、六次産業というのは基本的には生産、加工、販売と思うんですけども、加工をはぶいて棚上げして、生産そして販売というのもあまり堅苦しくなくていいんじゃないかと私は思ってます。それに付加価値があるかどうかということを加えてやられたらどうかと思えます。

付加価値については、昨今の情報とか消費者の情報をものすごく求められてる状況もありますので、そういったものをつけることで、例えば野菜等であつたらどのような形で育てられたかとか、こういった料理に使つたらいいですよとか、その人の生産者の顔が見えるような、これも付加価値じゃろうと私は思ってます。こういったもの付ければ、他の地域との、あるいは他の人との差別化もなるんじゃないかと自分は思ってます。そういったことです。

委員長（西岡 晃君） そのほか。はい、秋枝委員。

委員（秋枝秀稔君） 私は基本的には押さえておきたいのは、やはり六次産業化といた場合はですね、美祢市に雇用と所得がどれだけ回るかというのが基本と、一番の大事なところと思っております。だからですね、委託加工あり得ると思いますですしね。あまり小さくきびらんほうがいいと私は思っております。

委員長（西岡 晃君） そのほか。はい、猶野委員。

委員（猶野智和君） 私も先ほど高木委員がおっしゃったように、情報公開のところが大事だと思います。おっしゃったように、今わりと生産者の顔写真を出したりとか、中にはグーグルマップなど使って実際とれた畑の位置など公開したりとか、そ

ういうことをされてるところもあると思います。そこでいろいろ情報を出していったら、結局最後ブランドを決めていくのは、お客さんといいますか、消費者のほうになっていくのかなと思います。

先ほどからいろいろ出はじめのところには、いろいろものが出てくると思います。最初の頃はブランドと言うよりは、どちらかという育成商品、美祿育成商品ぐらいのレベルで最初出てきて、中にはその中からだんだんブランドが消費者に選ばれて最後生きてくると思います。だから最初から一つのブランドというようなもの、金賞というかそういうものをつけてしまうよりは、最初は美祿のものから宣伝とかそういうところに応援はしていくけど、最後選んでいくのは消費者というようなスタンスでいくのがいいのではないかと思います。

委員長（西岡 晃君） ほかにございませんか。私から一点だけ、具体的な事例ですけれども、今の美祿の青年会議所が美祿ご当地ぶちうまグルメコレクションというのを、道の駅おふくで開催、毎年、今回で多分3回目じゃないかなと思うんですけど、やられてると思うんですよ。これは美祿市内の飲食店さんが、美祿市の中でとれたものを中心に、そういったB級グルメで出してる。

今、猶野委員が言われたように、消費者がこれが一番おいしい、これがよかったねということで投票して順位を決めていくというようなものですけども、そういったものもやはりブランド品としてなり得るのかどうか、もしなれるんだったら是非、青年会議所とタイアップしてそれには優勝したところには、その賞品にはそういった特典、美祿市のブランドという特典ですね、与えて上げるというような取り組みされたらいいんじゃないかなというふうに、個人的にちょっと思ってますので、その辺ができるかどうか。はい、西田六次産業振興推進室長。

六次産業振興推進室長（西田良平君） いろんな御意見いただいて、今度ですね先ほど申しましたように基準であったりとか、そういうことというのは今から着手していくということにはなるわけですけども、概略の予定といたしましては、協議会のほうには10月から11月ぐらいのなるべく早い内に、基準等も確定させていきたいというふうに思っております。そういったような御意見等も今からの策定ということになりますので、御意見等いただいた中で、協議会のほうで良く練っていただき、審議していただきまして、そういったような検討をしていければなというふうに思っておりますので、今私のほうからこれはなりますとか、そういったことはなかなか言えないところがございますけど。

委員長（西岡 晃君） わかりました。その他。

「「なし」と呼ぶ者あり」

委員長（西岡 晃君） ないようでしたら、皆さんから今、出た意見は私のほうでまとめさせて頂いて、議長通じて執行部のほうに提出させて頂きたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

「「はい」と呼ぶ者あり」

委員長（西岡 晃君） それじゃ1時間ぐらいの会議になりましたけれども、これにて地域産業活性化対策特別委員会を閉じたいと思います。どうもありがとうございました。

午前10時56分閉会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年8月8日

地域産業活性化対策特別委員会

委員長

西岡 晃